

【会議録】 実施日時：令和7年3月14日（金）14:00 から 15:45 まで

会議名	令和6年度越谷市労働報酬等審議会 第2回会議	実施場所	越谷市役所第三庁舎5階 会議室6
件名／議題	1 開会 2 議事 （1）報告事項 令和5、6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について （2）協議事項 ① 建設工事に係る労働報酬下限額について ② 見習いに係る労働報酬下限額について （3）調査報告 ① 受注者・労働者アンケート ② 他自治体の状況 3 その他 4 閉会		
出席者等	【出席委員】 中澤委員、山本委員、高橋委員、竹村委員、谷野委員、山下委員 【事務局】 契約課：並木課長、秋山調整幹、小林主幹		
会議資料	・ 会議次第・委員一覧 ・ 【資料1】【報告事項】 令和5、6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ・ 【資料2】【協議事項】 ①建設工事に係る労働報酬下限額について ②見習いに係る労働報酬下限額について ・ 【参考資料（1）】【受注者・労働者アンケート調査結果資料】 1. 受注者向けアンケート調査結果 2. 労働者向けアンケート調査結果 ・ 【参考資料（2）】【他自治体の状況資料】 野田市との意見交換結果		
内容	別紙 「会議録（要旨）」 のとおり		

【合意・決定事項等】

- ・ 建設工事の労働報酬下限額は、公共工事設計労務単価（埼玉県）の 90%を基準とする。
- ・ 見習いとして従事する労働者の特例的な労働報酬下限額については、撤廃することが望ましい。
- ・ 付帯意見として①職種別賃金に関する調査研究を行うこと②工事請負に関する契約の賃金支払実態の把握について他自治体の制度等の調査研究を行うこと③労働者に向けた公契約条例の周知強化及び周知の実施状況の把握に努めること の3点を付す。

【会議録（要旨）】

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開式。

議事

- (1) 報告事項 ①令和5、6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
(事務局)

資料に沿って説明を行った。

【委員意見及び協議内容】

特に意見なし

- (2) 協議事項 ①建設工事に係る労働報酬下限額について
(事務局)

1 「令和6年度建設工事労働報酬下限額の設定状況」

- ・令和6年度は、設計労務単価が示された職種については公共工事設計労務単価の90%を基準としている。
- ・設計労務単価が示されない職種は、過去の単価に伸び率をかけるなど、一定の基準をもって設定している。
- ・2月14日に国から公表された設計労務単価は、全国平均で、昨年度の5.9%引き上げに対し、6.0%の引き上げとなった。埼玉県においては、昨年度の5.38%から4.99%と引き上げ率は依然として高い水準にある。

2 「令和7年度建設工事労働報酬下限額について」

- ・事務局の対応案としては、条例施行当時からこれまでと同様、引き続き設計労務単価の90%を基準としたい。
- ・「建具工」「建築ブロック工」についても、昨年度と同様、令和6年度の県の単価に、今回の伸び率を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算することとしたい。

【委員意見及び協議内容】

国の労務単価が示された49職種の労働報酬下限額積算方法について

- ・ベースとなる設計労務単価が3年連続で高い伸び率となっており、他自治体の状況も勘案すると、90%の基準は妥当である。
- ・その金額を労働者のところまで行き渡らせる実効性の確保が大事である。

➡令和7年度の基準については対応案のとおり、設計労務単価の90%としてよいのか。

○各委員から異議なし

国の労務単価が示されていない2職種の労働報酬下限額積算方法について

- ・意見無し

➡令和7年度の基準については対応案のとおり、令和6年度の単価に今回の伸び率を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算することでよいのか。

○各委員から異議なし

(2) 協議事項 ②見習いに係る労働報酬下限額について

(事務局)

技術が熟練していない「見習い」として従事する労働者に対して、通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となり雇い止め等のおそれがあること等を踏まえ、これまで特例として下限額を設定してきた。

特例的な労働報酬下限額の計算方法については、これまで軽作業員の労働報酬下限額を基準とし、当該下限額の80%に設定しており、特例を設けている18自治体中で、本市は1番高い比率で設定している状況である。

また、令和6年度より、見習いの労働者の定義を「未経験かつ入社期間3か月以内の労働者」と定めている。

<見習い雇用に関するアンケートについて>

- ・見習いの定義づけによる影響はないという回答が多数を占めた。
- ・昨年度のアンケートでは設定を残した方がよいという意見も多かったが、履行状況報告書の実績としては報告されていない。

【委員意見及び協議内容】

- ・見習いの定義がないと、本来見習いではない労働者を見習い労働者として安い賃金で雇用し続ける等、悪用される恐れがある。
- ・アンケートから、見習いとして雇用された人は1人のみで、見習いの定義づけの影響もないという結果が出ていることから、見習いの定義自体を撤廃してもよいのではないか。
- ・小規模な事業者は見習いがあるから人を雇い入れられる場合もあるのでは。
- ・現在の社会情勢を考えると、見習いの賃金で雇うのは難しい。
- ・期間も3か月だけであれば、最初から通常の賃金でも差支えないと考える。

➡見習いの労働者に対し、特例として設定していた下限額については撤廃することとしてよいか。

○各委員から異議なし

(3) 調査報告 ①受注者・労働者アンケート

(事務局)

資料に沿って説明を行った。

【委員意見等】

- ・アンケート結果から、下請け業者に対する公契約条例の周知が不十分であると感じられる。配付書類に公契約条例の概要などの情報を盛り込むなど、より効果的な周知方法を検討するとともに、元請け業者がどのように周知を行っているかなど、実態把握の取り組みを進めてもらいたい。

(3) 調査報告 ②他自治体の状況

(事務局)

資料に沿って説明を行った。

【委員意見等】

- ・現場の労働者から下限額をもらっていないという話を聞くことがある。実態把握に努めてほしい。
- ・職員や事業者の負担を抑えた、簡素で効力のある実効性確保の取り組みについて検討してもらいたい。
- ・職種別の賃金設定、特に有資格者の下限額を設定することについて、他自治体の状況を引き続き調査してほしい。

【その他意見】

- ・物価上昇に対する対応について
 - 長期継続契約において、物価上昇に耐えられなくなっている事業者もいると聞いている。国や他自治体でスライド条項の適用を行っているところもあり、検討してほしい。
 - ・答申書の前文について
 - 昨年度同様、人件費等の実勢価格等を反映した適切な予定価格の設定や、情勢に応じた契約変更等について継続的に検討されたい旨を盛り込みたい。
 - ・付帯意見について
 - ① 職種別賃金について調査研究してほしい。
 - ② 工事の請負に関する契約の賃金支払実態の把握について、他自治体の制度等の調査研究を行ってほしい。
 - ③ 公契約条例の周知を強化するとともに、従事労働者に向けた周知の実施状況の把握に努めてほしい。
- ➡①②③を付帯意見としてよいか。
- ➡具体的な文言については、会長と調整のうえ決定することとしてよいか
- 各委員から異議なし

閉会